

中央区生活交通改善プラン（案）

目 次

第 1 章 中央区の持続可能な生活交通の構築に向けて

- 1 中央区生活交通改善プランとは
- 2 プランの位置づけ
- 3 プランの計画期間

第 2 章 中央区における現状

- 1 中央区の概要と公共交通の現状
- 2 中央区の移動に関する市民ニーズ

第 3 章 中央区生活交通改善プラン（平成27年度策定）における取組み

第 4 章 中央区が今後取り組む必要のある課題

第 5 章 中央区が目指す公共交通の将来像

- 1 目標
- 2 基本方針

第 6 章 中央区が取り組む交通施策

- 1 具体的な取組み
- 2 目標指標

第1章 中央区の持続可能な生活交通の構築に向けて

1 中央区生活交通改善プランとは

今後、急激に進む人口減少、少子・超高齢化に対応するためには、路線バス、鉄道をはじめとした生活交通について、高齢者や障がい者、学生などのいわゆる「交通弱者」が移動しやすくなるよう効率性を考慮しながら状況に合った持続可能なものにしていくことが重要です。

こうしたことから、中央区においても、誰もが移動しやすい交通環境を実現し、中央区の実情に即した地域交通を目指すこととし、平成27年に「中央区生活交通改善プラン」を地域と市の協働で策定しました。

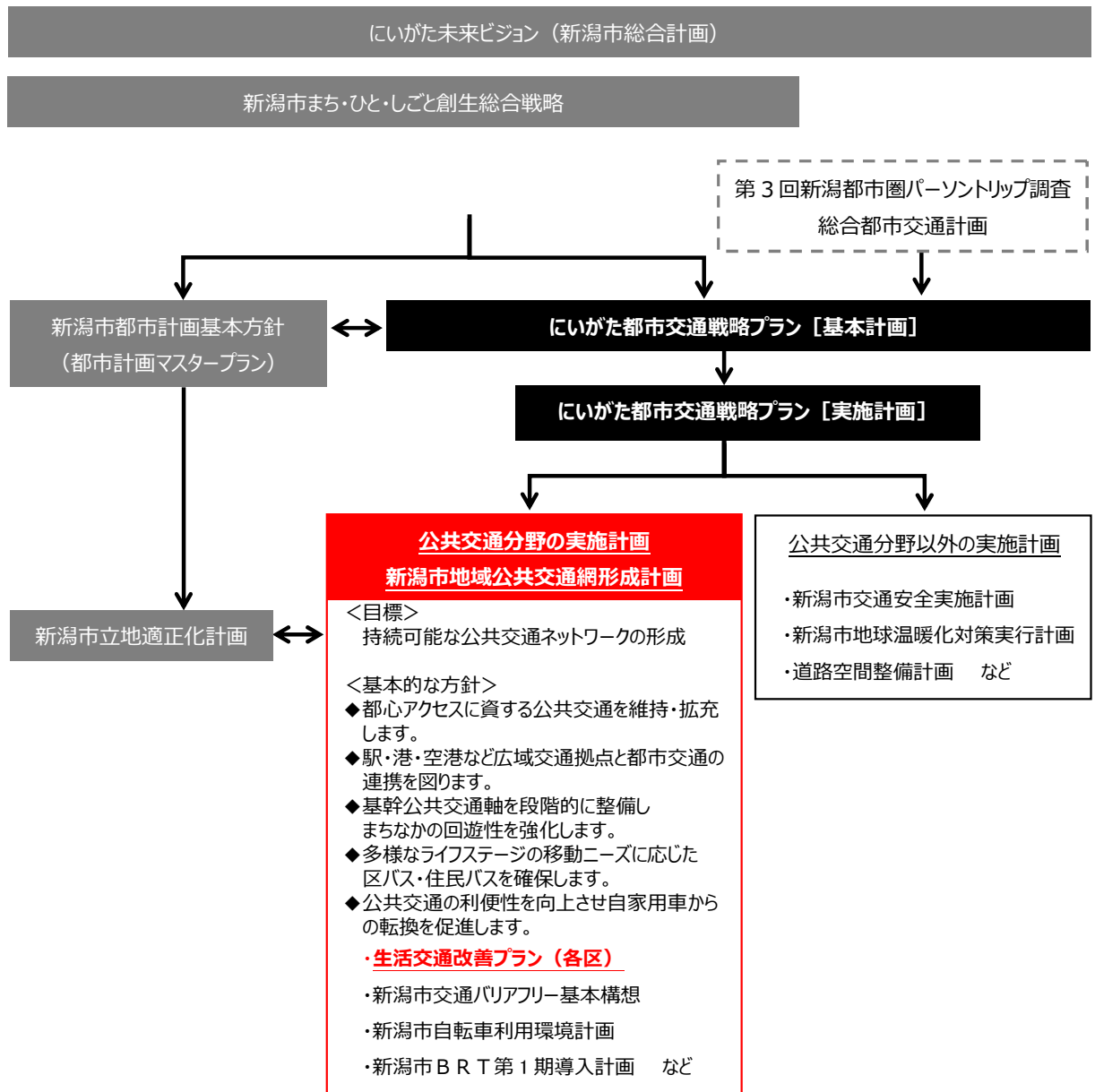
今回、5年間の計画期間終了に伴い、現状を再検証し、令和2年度から令和4年度までの3年間のプランとして改定するものです。

2 プランの位置づけ

本市では、交通政策の基本方針となる「にいがた交通戦略プラン」の策定から概ね10年が経過するなか、これまでの取組みの評価を行うとともに、JR新潟駅の高架化（第一期開業～全面開業）を契機とする拠点性の強化や人口減少、少子・超高齢化の進展などの課題に対応するため、令和元年7月、新たに「にいがた都市交通戦略プラン」を策定し、「県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち」を目指しています。

あわせて、同戦略プランの実現に向け、公共交通分野の実施計画として「新潟市地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通網の形成を図るため、5つの基本的な方針に基づき、令和4年度までに取り組む交通施策等を定めています。

「中央区生活交通改善プラン」は、「新潟市地域公共交通網形成計画」の一部として、区の地域公共交通の現状と課題への対応や、魅力あるまちづくりとの連携など、区の実情に応じて区が主体となって取り組む交通施策等を定める実施計画です。



3 中央区生活交通改善プランの計画期間

計画期間は、本市の総合計画である「にいがた未来ビジョン」及び区のまちづくりの具体的な取り組みを示した「区ビジョンまちづくり計画」、また、公共交通分野の実施計画である新潟市地域公共交通網形成計画の一部であることから整合を図り、令和2年度から令和4年度までの3年間とします。

第2章 中央区における現状

1 中央区の概要と公共交通の現状

【地形・地勢】

中央区は、本市の放射状に伸びる交通軸の要に位置し、北は日本海に開け、中央には信濃川、東に栗ノ木川、西に関屋分水路、南に鳥屋野潟、更に海岸線の白砂青松という水と緑に囲まれた地域です。

区の面積は、 37.75 km^2 で本市の全面積に対する割合は約5%であり、8区の中で一番小さくなっています。また、宅地の占める割合が非常に高く、人口が集中しています。

地勢は概ね平坦ですが、鳥屋野潟周辺をはじめ、海拔0m以下の地域があり、また、海岸部に連なる砂丘がわずかに高台をなし、坂道が多い地域もあります。

【人口】

中央区の人口は175,107人で本市の約20%、世帯数は87,273世帯で本市の約25%をそれぞれ占めており、いずれも8区の中で最大です（R1年10月末現在）。人口密度についても、 $4,639\text{ (人/km}^2\text{)}$ で8区の中で最大となっています。

高齢化率は、26.7%（市全体の割合27.0%・平成27年度国勢調査）ですが、区内の一部には、市全体の中で非常に高い割合を示している地域があります。今後はさらに人口が減少し、より一層高齢化が進むことが推測されます。

一方、中央区の南部は、病院、イベント施設が集積するとともに、宅地開発などにより、交流人口や居住人口が増加しています。

【交通】

○道路

高速道路は、北陸道、磐越道、日本海東北道の3路線の結節点を擁し、一般道では国道7号、同8号、同116号などのほか、県道や市道が中心市街地に向けて整備されています。

まちなかにおいては、歩行者と自転車が安心安全に通行できる道路空間

が整備されているほか、警察の交通規制を補完し物理的に車両の通行を排除する「ライジングボラード（自動昇降式車止め）」が古町地区と日和山小学校前に設置されています。

○鉄道

中央区にはＪＲの鉄道駅が３つ設置されており、市内最大の結節点である新潟駅には、上越新幹線のほか、在来線では信越本線、白新線、越後線が乗り入れています。このほか、現在、新駅（上所地内）設置実現に向けた可能性の検討を行っています。

■ＪＲ３駅における路線と乗客数

（平成30年度 東日本旅客鉄道株式会社 データ抜粋）

駅名	路線名	1日あたりの乗客数
新潟駅	上越新幹線，信越本線，白新線，越後線	37,472人
白山駅	越後線	5,334人
関屋駅	越後線	1,881人

○バス

市内中心部及び中心部と郊外を結ぶ、ＢＲＴをはじめとした、多くの路線バスが運行されています。また、中央区のしも町地域では、住民組織団体が主体となって運行する「住民バス」として、しも町循環バス「にこにこ号」が運行されています。

また現在進められている、新潟駅全面高架化が完了し、高架下交通広場が供用され、新潟駅の南北が直接結ばれることから、バス路線は大きな転換期をむかえます。

■新潟交通バス路線（区内主なバス路線）

令和元年10月現在

万代橋ライン	県庁線	浜浦町線
信濃町線	東堀通線	西堀通線
八千代線	柳都大橋線	新大病院線
みなと循環線	佐渡汽船線	市民病院線
鳥屋野線	水島町線	上所線
女池線	長潟線	

■その他…新潟市観光循環バス

■住民バス…しも町循環バス「にこにこ号」

○タクシー

タクシーについては、新潟駅周辺、古町などに待機場所が整備されるなど、地域住民の重要な生活移動手段となっています。

■中央区内タクシー事業者（平成31年3月末現在）

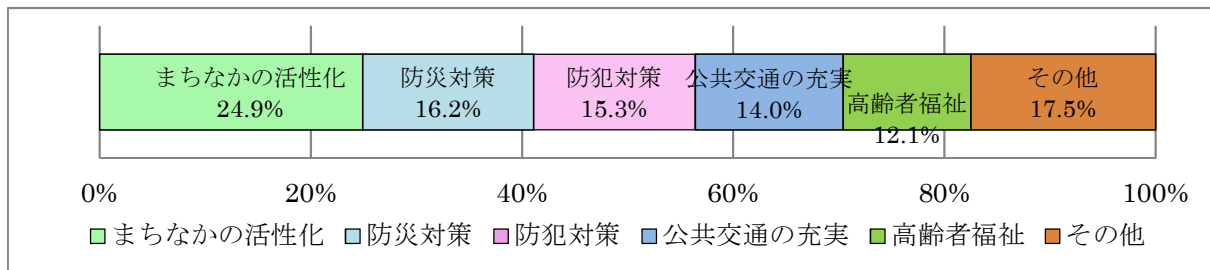
（新潟運輸支局提供データ抜粋）

	事業所名	一般 車両（台）	福祉タクシー保有台数（台）			
			寝台 専用	車椅子 専用	兼用	軽
中央区	日の出交通(株)	66	2	0	0	1
	都タクシー(株)	43	0	0	1	0
	万代タクシー(株)	94	0	0	1	0
	第一タクシー(株)	49	0	0	0	0
	はとタクシー(株)	40	0	0	1	1
	新潟あさひタクシー(株)	30	0	0	0	0
	(有)コバト交通	23	0	0	0	0
	患者限定事業者（14事業者）	0	2	4	6	10
	個人タクシー 計	58	0	0	0	0
	中央区計	403	4	4	9	12
	（参考）市全体 合計	1,405	9	29	38	28

2 中央区の移動に関する市民ニーズ

(1) 公共交通に関する区民の意識

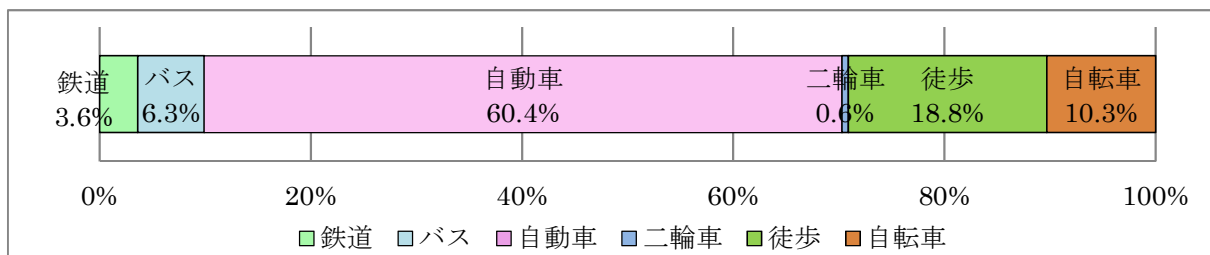
公共交通に関する区民の意識「区として今後もっと力を入れてほしいもの」として「公共交通の充実」が4位に上がっています。



資料：第46回市政世論調査（令和元年度）

(2) 代表交通手段

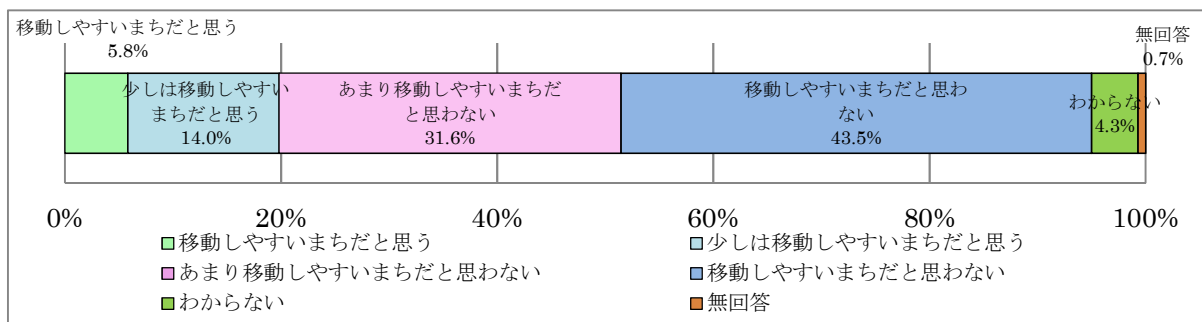
おもな交通手段としては自動車が最も多く、代表交通手段における自動車の利用は60.4%となっています。



資料：新潟市内都市交通特性調査（平成29年3月）

(3) 自動車移動への依存度

自動車に頼らなければ移動しにくいと感じる（あまり移動しやすいまちだと思わない・移動しやすいまちだと思わない）区民が7割を超えており、自動車から公共交通利用への意識転換まで至っていないことがうかがえます。



資料：第44回市政世論調査（平成29年度）

第3章 中央区生活交通改善プラン（平成27年度策定）における取組み

基本方針	取組視点	取組項目	取組状況（年度末実績）						取組状況の説明・数値的に表れないが取組んだ項目等
			単位	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	
1. 公共交通環境を整備し、利便性を向上させます	利便性	意見交換会開催	回	5	2	5	4	3	【中央区地域課】 住民バス ・ 協定3者による意見交換会 →新規停留所開設に向け関係機関と協議（H27） →新規停留所（寄居町十字路前）開設（H30） →年末12月30日の運行に向け協議・実施（H30） 【都市交通政策課】 路線バス ・段階的なバス路線の再編とダイヤ改正に関わる意見交換会（2回/年） → みなと循環線の運行（H28新規路線） ・バス待合環境の向上 → 信濃町バス停上屋の整備（H29）
2. 地域の実情に応じた公共交通を検討します	充実	住民バス社会実験の実施	便/年	1,301	718	-	-	-	【中央区地域課】 ・土日・祝日の2便から6便を社会実験で試験運行（H25～H27） →H28から本格運行へ切り替え ・平日、土日・祝日の1便、7便を社会実験で試験運行（H26～H28） →H29から本格運行へ切り替え
	確保・維持	住民バス便数	便/年	1,215	1,794	2,513	2,519	2,519	
3. 公共交通に対する区民の意識醸成と利用促進を図ります	啓発	区だよりによる意識啓発	回	0	1	1	1	2	【中央区地域課】 ・地域課窓口にはバス時刻表コーナーを設置（H30） ・「バス時刻・運賃検索は簡単！」チラシを作成（R1） →4施設掲示 →転入者へ渡す転入セットに同封 【都市交通政策課】 ・各種イベントへの参加（公共交通の利用促進に向けた情報発信） →環境フェスタ、新潟県スポーツ公園フェスタ、万代シティバスまつり（各1回/年）
	充実	アンケート、ニーズ調査	回	1	0	1	0	0	【中央区地域課】 ・社会実験のアンケート（H27） ・中央区役所移転時の公共交通アンケート（H29）

第4章 中央区が今後取り組む必要のある課題

ここでは「第2章 中央区における現状」，「第3章 中央区生活交通改善プラン（平成27年度策定）における取組み」を踏まえ，持続可能な生活交通の実現に向けた課題を整理しました。

- 1 地域ニーズに応じた生活交通の確保と利便性向上に向けた取組み
 - ・ 今後さらなる少子・高齢化の進展を見据えて，地域のニーズに応じた生活交通を確保するとともに，多くの方に利用してもらうための取組みが必要です。
- 2 都心部への新たな人の流れに対応した取組み
 - ・ 現在進められている新潟駅全面高架化に伴い，鉄道と公共交通の結節機能の強化や駅の南北を結ぶ基幹公共交通軸の形成により，都心部への新たな人の流れが見込まれます。そのため，都心部における移動の円滑化につながる取組みを進める必要があります。
- 3 「自動車から公共交通へ」区民の意識転換に向けた取組み
 - ・ 依然として，区民のマイカー依存度と，自動車に頼らなければ移動しにくいと感じる割合が高いため，公共交通の利用を優先することが「当たり前」と思える区民の意識醸成が必要です。

第5章 中央区が目指す公共交通の将来像

「第4章 中央区が今後取り組む必要のある課題」を踏まえ、上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン」及び同計画の交通分野の実施計画である「新潟市地域公共交通網形成計画」の基本的な方針に基づいて、持続可能な生活交通の構築に向けた中央区が目指す目標及び基本方針を定めました。

1 目標

中央区は、賑わいにあふれ、多くの人が交流するまちとして、誰もが移動しやすい交通環境の構築に向け、公共交通の活性化と利便性の向上を図り、持続可能な公共交通を目指します。

2 基本方針

新潟市地域公共交通網形成計画：生活交通の確保維持・強化

(1) 生活交通の利便性向上

- ・地域ニーズに応じた住民バスの運行支援に、引き続き取り組みます。
- ・交通事業者などの意見交換を通じて公共交通の利便性向上を図ります。

新潟市地域公共交通網形成計画：都心部での移動円滑化

(2) 都心部における回遊性向上

- ・新潟駅周辺から古町周辺までの都心部において、誰もが移動しやすい空間の確保を目指します。
- ・都心部での回遊性向上に向けた様々な取組みに協力し、積極的に区民へPRしていきます。

新潟市地域公共交通網形成計画：市民や関係者による協働

(3) 公共交通利用に対する区民の意識醸成

- ・区内の主要施設や住民団体、中央区自治協議会などと連携し、過度なマイカー利用から公共交通利用への転換を促進する取組みを進めます。

第6章 中央区が取り組む交通施策

「第5章 中央区が目指す公共交通の将来像」に沿って、今後、中央区が取り組む具体的な交通施策を定めました。

1 具体的な取り組み

(1) 生活交通の利便性向上

- ・住民バス（しも町循環バス「にこにこ号」）への運行支援を行います。
- ・各関係団体・交通事業者などと、バス、タクシーの待合環境などの利便性の向上に向けた意見交換会を開催します。

(2) 都心部における回遊性向上

- ・古町地区における路上駐輪減少に向けた取り組みを実施します。
- ・「にいがたレンタサイクル」の利用促進のための周知を行います。
- ・まちなかの観光案内板の地図情報を適切な時期に更新します。
- ・各種広報媒体（区だより、ホームページ、フェイスブック等）による情報発信を積極的に行います。

(3) 公共交通利用に対する区民の意識醸成

- ・区内の主要施設における公共交通利用促進への案内を強化します。
- ・中央区自治協議会が企画する公共交通利便性向上に向けた提案事業を、関係団体や交通事業者などと連携し、実施します。

2 目標指標

※第2回会議で提示

	基本方針	取組み	従来値⇒目標値
(1)	生活交通の利便性向上	住民バス利用者数	人⇒人
		意見交換会開催	年2回開催⇒開催
(2)	都心部における回遊性向上	路上駐輪対策啓発活動	回⇒回
		レンタサイクル情報発信	区だより年1回⇒
		案内サイン更新	0基⇒基
(3)	公共交通に対する利用意識の醸成	利用促進の案内強化施設	5施設⇒施設以上